

町の区域を新たに画する件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

北区篠路町上篠路の一部区域について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を新たに画し、その名称及び区域を次のように定める。

記

北区篠路町上篠路の一部区域に関するもの

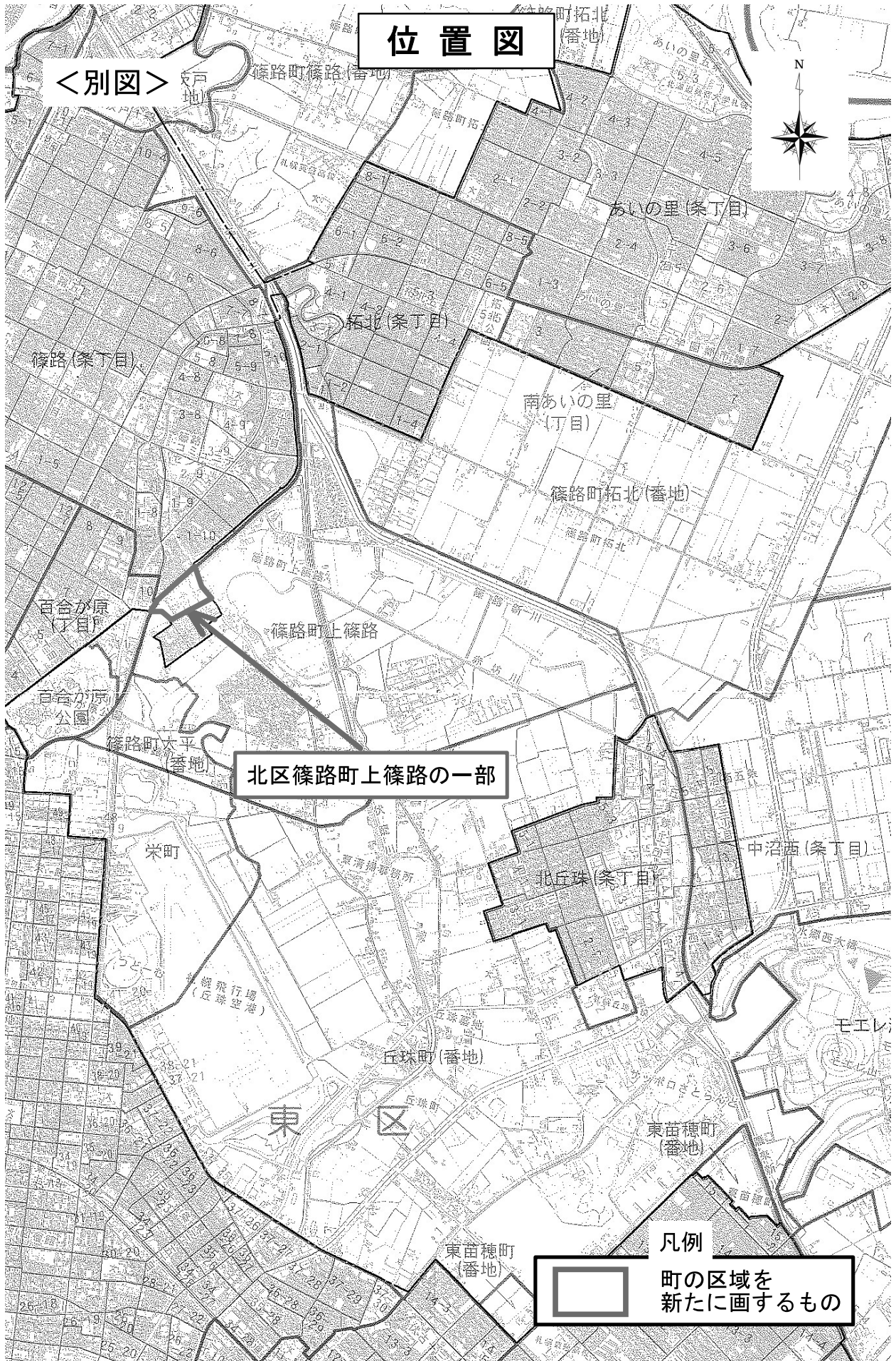
新たに画する町の区域の名称	新たに画する町の従来の区域
篠路1条11丁目	篠路町上篠路の一部

（理由）

北区篠路町上篠路の一部区域について、町の区域を新たに画するため、本案を提出する。

位置図


<別図>



北区篠路町上篠路の一部

東 区

凡例

 町の区域を新たに画するもの

町の区域の設定図

篠路1条10丁目

百合が原10丁目

北区篠路1条11丁目
(北区篠路町上篠路)

百合が原
11丁目

篠路町上篠路

1 : 2000

凡例

界
現 町 界
新 町 界

